

鹿屋市巡回等療育支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市巡回等療育支援事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第149号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域障害児支援体制強化事業の実施について（令和5年6月5日こ支障第8号こども家庭庁支援局長通知）別紙「地域障害児支援体制強化事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）3（2）に基づき、保育所等の子どもが集まる施設（以下「保育所等」という。）への巡回を行い、発達が気になる子どもへの早期支援を行う鹿屋市巡回等療育支援事業（以下単に「事業」という。）を実施することを目的とし、その実施については、国要綱及びこの要綱の定めるところによる。

第2条中「規則第4条第2項の規定に基づき、事業は、」を「事業の実施主体は、鹿屋市とし、事業の一部又は全部を」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業内容）

第3条 事業は、発達が気になる子どもへの早期支援を行うため、専門員（保育士、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を有し、発達障がい等に関する知識を有する者をいう。以下同じ。）が次に掲げる支援を行う。

- （1）保育所等への巡回による支援
- （2）保育所等の職員及び保育所等の子どもの保護者に対する助言等の支援並びに特定の場所を拠点とした面談又は講習による支援
- （3）障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等の関係機関との連携強化及び発達障害者支援センター、児童相談所等の専門機関の紹介等の支援

第4条中「鹿屋市巡回等療育支援事業（巡回支援専門員整備事業）活動計画書」を「鹿屋市巡回等療育支援事業活動計画書」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別記第1号様式中「鹿屋市巡回等療育支援事業（巡回支援専門員整備事業）活動

計画書」を「鹿屋市巡回等療育支援事業活動計画書」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

鹿屋市巡回等療育支援事業実施報告書

年 月 分

巡回支援専門員整備事業

[illegible]

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。